

令和6年度 三原市緩和基準型訪問サービス事業実施事業者募集要項

本要項は、令和6年度三原市緩和基準型訪問サービス事業の実施事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定める。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 関係法令等の基準を満たすこと。
- (2) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。
- (5) 三原市の登録業者であること。

2 業務内容

別途仕様書のとおり

3 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。また、各様式は、市高齢者福祉課ホームページより、応募者においてダウンロードすること。

- ・三原市緩和基準型訪問サービス事業応募申請書（様式1号）
- ・三原市緩和基準型訪問サービス事業実施企画書（様式2号）
- ・誓約書（様式3号）
- ・事業所（施設）平面図（様式4号）※その他、設計図面等でも可能
- ・設備・備品等一覧表（様式5号）
- ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（様式6号）
- ・納税証明書（その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」等に未納の税額がないこと用）
- ・納税証明書（広島県の県税及び地方法人特別税について、滞納がない旨の納税証明書）
- ・市税の完納証明書

※納税証明書及び完納証明書は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第4条による認定を受けた法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する法人については、不要とする。

(2) 応募期間

令和7年1月31日まで

(3) 応募先

三原市保健福祉部高齢者福祉課

(4) 留意事項

- ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることがある。
- イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ウ 応募期間に必要な書類がそろわなかった場合は、応募書類を受理しない。

エ 受理した応募書類は、返却不可とし、受理した応募書類の変更は認めない。

オ 提出された応募書類は、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができる。

カ 提出された応募書類に基づき、事前の実地調査を行うと共に、必要に応じて別途書類の提出を求める場合がある。

キ 応募を取り下げの場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載する。

5 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とする。

(1) 上記1の応募資格に該当しないと認められるとき。

(2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。

(3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。

(4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

6 留意点

(1) 各種様式等は台帳登載後に別途文書により提示する。

(2) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれてない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除する。